



神奈川県 消防設備会報

第36号 平成29年1月



赤レンガ倉庫

消防設備会報（第36号 平成29年1月）目次

新年のあいさつ	(一財) 神奈川県消防設備安全協会理事長 西 津 英 二	1
	神奈川県安全防災局長 和 田 久	2
	神奈川県消防長会会長 田 中 経 康	3
表彰の栄誉に輝いた方々		4
特 報	最低制限価格制度を適用した「消防施設保守管理」の入札制度の拡大について (神奈川県からの回答)	5
寄稿・消防機関から 消防の広域化について	小田原市消防本部 予防課長 小 池 和 宏	6
寄稿・業界通信 感知器作動原理等と法改正並びにR型受信機等について		
ホーチキ株式会社 エンジニアリンググループ	データ設計センター長 橋 口 重 彦	
	システムエンジニアリング部 課長 帆 足 文 普	8
平成28年度各種講習会の結果概要（中間結果）		10
かながわ防災フェアへの参加		13
かながわ消防フェアへの参加		14
寄稿・点検現場からの報告 点検推進指導員の立会いを受けて		
社会福祉法人 聖隸福祉事業団 聖隸藤沢ウェルフェアタウン	総園長 山 田 敬 一	15
点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を！		16
平成28年8月以降の主な通知		17
(一財) 日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧		18
協会からのお知らせ		19

表紙:赤レンガ倉庫

横浜赤レンガ倉庫は、明治末期から大正初期に国の模範倉庫として建設されたレンガ造りの歴史的建造物です。1号館のホールと多目的スペースでは、演劇やコンサート、ダンスなどの公演が1年を通じて開催されています。2号館には、ライブ・レストランとビアレストランの他、飲食・物販店が50店以上、イベント広場では、「横浜オクトーバーフェスト」や「クリスマスマーケット」、屋外アイススケートリンク「Art Rink in 横浜赤レンガ倉庫」など、さまざまなイベントが季節ごとに催されています。また、夜になると赤レンガ倉庫がオレンジ色にライトアップされ、昼間とは違った幻想的な雰囲気になります。横浜ベイブリッジや横浜港大さん橋・国際客船ターミナルといった港の夜景が一望できます。…横浜観光情報（HP）より抜粋しました。



新年のあいさつ

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

理 事 長 西 津 英 二

平成29年の輝かしい新春を迎え、会員の皆様をはじめ、行政機関、関係団体の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

当協会は、財団法人から一般財団法人となり4年近くが経ち、事業運営も概ね安定の域に入ってきたと感じております。これもひとえに皆様からのご支援、ご指導、ご協力の賜物であり、改めてお礼と感謝を申し上げます。

さて、昨年の年の瀬には、新潟県糸魚川市で大規模な火災が発生しました。焼けた建物は144棟に上り、そのうち8割を超える120棟が全焼であったとのことで、今更ながら住宅火災の猛威と恐怖を痛感したところです。

一方で、近年は地震や風水害が多発しており、昨年も、熊本県、鳥取県などで大きな地震があり、福島県では東日本大震災を彷彿させるような地震と津波がありました。また、鹿児島県の桜島や熊本県の阿蘇山では爆発的噴火が起き、他方で、梅雨前線の影響をはじめ、8月から9月にかけての5つの台風は、日本各地に大きな災害をもたらしました。

日常起こり得る火災はもとより、こうした自然災害による火災に対しましても、私ども消防設備事業者は、消防用設備等の点検を通じて「生命と財産」を守ることを使命とし、行政機関、関係団体と力を合わせ、火災予防や防災意識の向上への様々な取り組みを進めていく必要があります。

当協会では、消防用設備等の点検に関する事業といたしまして、かねてから準備を進めてまいりました「優良点検事業所認定制度」を昨年4月からスタートさせました。この制度は、平成21年度に「消防用設備等点検済表示制度」の一環として、当協会が全国で初めて創設した点検推進指導員の無償派遣制度の効果をより拡大するものであります。

申請をいただければ、予定する防火対象物の点検スケジュールに合わせて地区別点検推進指導員が立会いを行い、その結果に基づき、別に組織する「認定等委員会」で優良点検認定事業所としての可否を決定します。認定されれば、点検事業所に「認定証」を無償貸与、「金ラベル証」を無償配布、防火対象物には「消防用設備等優良点検確認防火対象物」の表示プレートを貸与いたします。

この制度は、当協会独自のものではありますが、神奈川県内の消防機関にもご認識いただいておりますことから、点検を業とする多くの事業所が、優良点検認定事業所として認定されることにより、防火対象物の関係者の大きな信頼を得るとともに、点検現場の労働環境の改善や点検に携わる人々の社会的地位の向上が期待され、業界全体の躍進の一助になるものと確信しております。

最後に、本年の3月24日は、当協会の設立（昭和52年3月24日）から数えて、40周年を迎えることとなります。大変輝かしいことであります。なお、祝賀の方は、大きな節目であります50周年に合わせて行うことといたしまして、もうしばらくは業界や当協会の繁栄のため、業務に邁進していく所存でございます。

年頭にあたり、皆様の益々のご発展とご健勝を心から祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。



新年のあいさつ

神奈川県安全防災局長
和 田 久

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会及び会員の皆様におかれましては、平素から、本県の消防防災行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、消防設備に係る技術指導や、各種の普及啓発事業にも御尽力いただいており、深く敬意を表します。

さて、近年は、全国各地で大規模な自然災害が多発しています。一昨年の関東・東北豪雨、昨年4月の熊本地震、さらに8月以降、日本列島に上陸した台風による度重なる水害などにより、貴重な命や財産、人々の生活が失われました。

本県においても、大規模な地震や津波、火山噴火、局地的豪雨など、自然災害への備えは喫緊の課題となっております。

県では、新たな地震防災戦略を今年度からスタートさせ、「県民のいのちを守る」ことを最優先に、被害の軽減に取り組むこととし、この戦略に掲げた減災目標の達成に向けて、自助・共助・公助が一体となった取組を進めています。

併せて、指定都市を含めた県内全ての消防本部による「かながわ消防」を構築し、災害発生における県内消防の統合的運用体制を整えました。

さらに、地震発生時の安全確保行動を県内全域で行う「かながわシェイクアウト」（いっせい防災行動訓練）や、救急医療等を主体とした実践的訓練である「ビッグレスキューかながわ」、沿岸市町と連携した津波対策訓練を実施するなど、大規模災害に備え、関係機関と連携した様々な取組を進めています。

また、昨年は、埼玉県内の送電施設等の火災により大規模な停電が発生し、東京都内での集客イベントにおいて木製展示物からの出火による死傷者が出るなど、火災がもたらす影響の大きさや予防の重要性を改めて認識させられたところです。

貴協会は、消防設備士や消防設備点検資格者等の育成と資質向上を図るため、各種講習会を積極的に実施され、防火対象物の安全を守る重要な役割を担う人材育成に取り組まれるなど、県民が安全で安心して生活できる環境づくりに、大きく貢献されているところであります。

県といたしましては、貴協会をはじめとする関係機関としっかりと連携を図り、「県民の安全・安心の確保」に向けて、消防防災行政の一層の推進に取り組んでまいります。今後ともより一層、貴協会の皆様からお力添えをいただけますよう、お願い申し上げます。

結びに、一般財団法人神奈川県消防設備安全協会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝・御活躍を心から祈念申し上げまして、新年のごあいさつといたします。



新年のあいさつ

神奈川県消防長会会長（川崎市消防局長）

田 中 経 康

平成29年の輝かしい新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

貴協会の皆様には、平素から消防行政の円滑な推進に格別の御支援と御協力を賜り、神奈川県消防長会を代表し厚くお礼申し上げます。

また、消防設備等に係る技術指導や講習会の開催をはじめ、防火安全思想の普及・啓発、点検表示制度の普及促進など、様々な事業をとおして地域の防火・防災を推進し、県民の安全・安心のため御尽力されておりますことに深く敬意を表し感謝を申し上げます。

さて、昨年国内で発生した災害を俯瞰してみると、4月には最大震度7を2回記録した熊本地震が発生し甚大な被害がもたらされ、余震が続く中、緊急消防援助隊が出動して懸命な活動が展開されました。さらには8月以降に相次いで上陸した台風により様々な災害がもたらされ、特に被害が大きく住民が孤立した岩手県へ、緊急消防援助隊が出動しております。

また、12月22日に新潟県糸魚川市において、負傷者11名、144棟約4万m²を焼損するという極めて甚大な被害をもたらした大規模火災は記憶に新しく、強烈な風や乾燥した気象条件での火災の脅威を、改めて痛切に感じたところでございます。

さらに国外でも、台風や竜巻、地震等の自然災害のほか、テロ災害が続発するなど、いまや国の内外を問わず複雑多様化が進む災害等が続いており、これら災害等への対応はもちろん、今後、発生がますます危惧されています首都直下地震や南海トラフ巨大地震への取組みは喫緊の課題であります。

私ども消防機関は、こうした複雑多様化・大規模化する災害等の実態をしっかりと踏まえ、県民の皆様の安全・安心の確保に努めるためには、神奈川県と県内消防本部の協力連携体制を更に強化し、直面する諸課題の解決に一層結束して取り組むとともに、地域及び関係機関と連携した震災等大規模災害対策の推進、大規模・特殊災害に備えた緊急消防援助隊の充実・強化、超高齢化の進展に伴い増大する救急需要への対応等、消防活動能力の更なる向上に全力を挙げて取り組んでいく所存です。

これらの施策推進とともに、福祉施設や有床診療所等の防火防災安全対策の推進について改めてその重要性を認識するところであり、違反是正を徹底いたしますとともに、住宅用火災警報器の設置率向上及び維持促進、また防炎品の普及促進等総合的な住宅防火対策について実効性のある対策を進めるためには、消防・防災全般にわたり事業を展開されております貴協会の皆様方の御協力が不可欠でございますので、どうか今後とも、県民の皆様の安全・安心の負託にこたえるため、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が災害のない無事平穏な一年でありますことと、貴協会の限りない御発展を心から祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。

表彰の栄誉に輝いた方々

消防庁長官表彰

・武富 卓男 様 清新防災株式会社 代表取締役

一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰

・工藤 修 様 株式会社赤塚防災設備 代表取締役
・梶野眞二郎 様 株式会社ハマ防災 代表取締役
・十八日義雄 様 トヨオカ電気株式会社 代表取締役社長
・岡 利光 様 株式会社栄光セフロ 代表取締役

(表彰式には、常務取締役の岡 達也様が代理出席されました。)

表 彰 式

日 時 平成28年11月2日（水）午後3時30分～

場 所 明治記念館 表彰式「蓬莱の間」、祝賀会「富士の間」

当日は、受賞者、消防庁幹部、日本消防設備安全センター、来賓など多数の関係者の皆様のご出席のもと、表彰式が盛大に挙行されました。

式は、青木信之消防庁長官の式辞の後、消防庁長官表彰の消防設備保守関係功労者等表彰受賞者に賞状、記念品が授与され、次に、安全センターの原田正司理事長から安全センター理事長表彰の消防設備保守関係者表彰、消防用設備等点検済表示制度推進優良事業所表彰のそれぞれの受賞者に賞状、記念品が授与されました。

また、受賞者に対して、全国消防長会会长である東京消防庁の高橋淳消防総監からの祝辞が述べられました。（全国消防長会事務総長の須貝俊司様、代読）

午後5時からは、参議院議員の片山虎之助議員、磯崎陽輔議員、衆議院議員の務台俊介議員など国会議員の方々も参加して祝賀会が開催されました。

受賞された皆様、誠におめでとうございました。



特報

最低制限価格制度を適用した「消防施設保守管理」の入札制度の拡大について（神奈川県からの回答）

自民党への「平成29年度神奈川県への予算要望書」において、「最低制限価格制度を適用した「消防施設保守管理」の入札制度が県内の独立行政法人や市町村行政の関連施設にも広く拡大していくよう働き掛けをして欲しい。」との要望書を、平成28年5月末に提出したところですが、今般、自民党を通じて神奈川県から回答がありました。

今回の回答では、最終段落に記載のとおり、「県内の独立行政法人や市町村は、団体ごとに置かれた状況が異なり、それぞれ独自の判断で入札制度を運用しているため、必要に応じて、県のホームページを参照していただくことで入札制度の参考にしていただければと考えています。」とのことで、要望に沿う回答とはなっておりません。

当協会といたしましては、今後とも、要望活動を継続してまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援、ご協力をお願いいたします。

（当協会からの要望全文）

神奈川県では、平成27年度予算に係る入札執行分から、営業種目が消防施設保守管理などの一般業務委託にも新たに最低制限価格制度が適用されている。

消防施設保守管理のような県民・市民のいのちや安全に関わる業種の業務委託については、県内の独立行政法人や市町村行政の関連施設にも神奈川県と同様に最低制限価格制度を導入することでダンピングの防止を図り、適正な業務の履行を確保できるようになる。

従って、平成27年度予算から導入した神奈川県の導入趣旨を県内の独立行政法人や市町村行政の関連施設にも広く情報提供して周知していただき、この動きが拡大していくよう働き掛けていただきたい。

（神奈川県（会計局）からの回答全文）

一般業務委託の入札における最低制限価格制度につきましては、労働者の常時配置がない業種でも、多くの方が訪れる庁舎や県民利用施設については、利用される方のいのちや安全確保の視点から業務の質を維持することが重要なため、平成27年度予算の入札執行分から「消防施設保守管理」や「エレベーター保守」、「電気通信設備保守」、「汚水処理施設等保守」の4つの業種を対象に、人件費が大半を占めると認められる業務の場合は、制度を適用することとし、広く県民に県のホームページで情報提供しています。

県内の独立行政法人や市町村は、団体ごとに置かれた状況が異なり、それぞれ独自の判断で入札制度を運用しているため、必要に応じて、県のホームページを参照していただくことで入札制度の参考にしていただければと考えています。

消防機関から

消防の広域化について

小田原市消防本部

予防課長 小 池 和 宏

はじめに

小田原市消防本部が、平成25年3月31日に広域化を実現してから、4年が経過しようとしています。ここ数年間に神奈川県内でも、消防指令業務の共同運用や消防広域化の事例が見られるようになってきています。

この稿では、消防広域化について小田原市消防本部の事例を紹介させていただきたいと思います。

1 消防の広域化の背景と小田原市消防本部

近年、災害や事故の多様化及び大規模化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境は変化しています。消防はこの変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を果たしていく必要があります。

このため、平成18年に消防組織法の一部改正が行われ、自主的な市町村消防の広域化を推進するための諸規定が整備されました。

国の定める「市町村の消防の広域化に関する基本指針」に則り、単独消防本部であった小田原市が、一部事務組合を構成し消防本部を設置していた南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町の1市5町からの事務委託方式により、広域化を実現しました。

2 広域後的小田原市消防本部の概要

広域化により、管轄人口は平成28年4月1日現在で、303,878人となり、管轄面積は494.21平方キロメートルと神奈川県最大となりました。

管轄地域は自然豊かで、1,600m級の丹沢山地、地域を貫く酒匂川を中心に広がる足柄平野、そして相模湾など、複雑かつ多様な地形を有していることが特徴です。

地域中央の平野部に人口は集中し、大規模商業施設や工場も立地しています。

箱根町と隣接するため観光客も多く、JRをはじめとする6路線の鉄道と東名高速道路のほか複数の自動車専用道路が通っています。

このような地域特性により、山岳救助、水難救助のように、事故、災害も多種多様となり、部隊装備や資機材も専門性が求められます。

また、神奈川県平均を上回る少子高齢化の進行を背景に、救急需要にも変化が現れています。

3 広域化のメリット

広域化の具体的なメリットとして、出動体制の強化の面において、旧管轄区域境付近における現場到着時間の大幅な短縮、救急出場件数の平準化とバックアップ体制の強化及び初動体制の強化などが挙げられます。

特に、平成27年6月30日に発生した、東海道新幹線の鉄道車両火災事案にその効果を見ることができます。

この火災は、新幹線開業以来初の列車火災であるという特異性や、鉄道運輸安全及び国家テロ対策等に及ぼす影響などにより社会的に注目されましたが、死者2名、負傷者28名の多数傷病者災害でありながら、他の消防機関に応援を要請することなく対応することができた事案がありました。

また、住民サービスの向上、行財政運営の効率化などのメリットに加え、体制の高度化の面においては、高度な部隊の配置・高機能な車両及び資機材の整備、救急救命士の計画的養成、部隊等の専門化・高度化のほか、予防体制の強化が挙げられます。

4 小田原市消防本部の予防体制

広域化後の予防体制は、小田原消防署及び足柄消防署にそれぞれ消防課を配置して、消防署管内の防火対象物の防火管理、消防設備等について一貫した指導ができるようにしたほか、消防本部予防課では、火災予防計画及び火災予防広報、防火対象物定期点検・防災管理定期点検報告制度に該当する防火対象物の指導、危険物規制事務並びに違反処理を行っています。

昨年9月には小田原市火災予防条例の一部改正手続きを行い、消防法令に関して重大な違反のある防火対象物について公表を行うことを可能にし、本年4月から運用を開始することとしました。

現在は、公表に該当する違反のある防火対象物に対し実態調査を実施し、適宜違反処理を行いながら、是正促進に向けて対応しているところです。

5 おわりに

小田原市消防本部の広域化について簡単に紹介させていただきましたが、広域化もメリットばかりではありません。

広大な管轄面積であることから、検査等出向時には移動時間を要し、事務効率に影響を与えていく点、火災予防広報の充実の面においては、2市5町にそれぞれ広報担当部署があるため、平均的かつ効果的に展開することが難しいという点などです。

今後は、こうした課題をひとつずつ解決していきながら、県西地域2市5町が安全で安心な住民の暮らしやすい地域となるように努めてまいりたいと思います。

業界通信

感知器作動原理等と法改正並びにR型受信機等について (平成28年度自動火災報知機実務研修会講演内容)

ホーチキ株式会社 エンジニアリンググループ

データ設計センター長 橋 口 重 彦
システムエンジニアリング部 課長 帆 足 文 普

消防用設備等の点検、整備業務に従事されている方々を対象として、平成28年9月8日に「感知器作動原理等と法改正並びにR型受信機等について」と題した内容のお話をさせていただきました。その概要は下記のとおりです。

1 感知器の種類と作動原理

代表的な感知器の種類を示し、それぞれの部品構成と作動原理について説明し、非火災報や故障の恐れのある場合について同時に解説しました。

また、建築構造や環境に合わせた感知器の種別選択概要や、設置数量、更に設置上の注意点について重要なポイントも付け加えました。

2 最近の法改正

平成時代に入ってからの主に自動火災報知設備に関する法改正について重要なものを次の項目ごとにポイントをまとめて解説しました。

- ・天井高さ20メートル以上の部分に炎感知器（平成3）
- ・アナログ感知器の認可（平成5）
- ・非常放送設備の音声警報化（平成6）
- ・自動試験機能等の認可（平成7）
- ・火災通報装置の設置義務化（平成8）
- ・総合操作盤の設置義務化（平成8・16）
- ・発信機の設置基準（平成9）
- ・ベル再鳴動機能（平成9）
- ・ベル拡大鳴動機能（平成9）
- ・非常放送の起動方法の変更（平成13）
- ・雑居ビル（特定一階段等防火対象物）の設置基準強化（平成14）
- ・住宅用火災警報器の設置義務（平成16）
- ・共同住宅基準改正（平成19）
- ・防火シャッター危害防止機能（平成17）
- ・福祉施設の設置基準強化（平成19）
- ・カラオケボックス等の基準強化（平成20・21）
- ・エレベータ停止措置（平成20）
- ・温泉採取施設へのガス漏火災警報設備の基準強化（平成20）

- ・誘導灯の基準強化（平成21）
- ・無線式自動火災報知設備の認可（平成21）
- ・不活性ガス消火設備点検基準改正（平成21・25）
- ・泡消火設備（PFOS）点検基準改正（平成22）
- ・令別表第一（6）項口の用途見直し（平成25）
- ・屋内消火栓設備の基準見直し（平成25）
- ・消防用設備基準見直し（平成25）
- ・消防法改正（5）項及び（6）項の改正ダイジェスト
- ・光警報装置改正の動き
- ・博多病院火災の教訓
- ・防火設備検査員の創設（平成26）

3 HRN Ⅲシステムについて

GR型受信機／集中管理型（HRN Ⅲ）についての製品説明を行い、デモ機を用いて、動作説明を実施しました。内容は、次の重点ポイントに絞り、説明を行いました。

- ・大型カラー液晶表示（10.4インチ）を搭載
- ・自動試験機能付き
- ・AI判断機能付き
- ・テナントパッケージ機能（簡易データ変更機能）
- ・多棟管理機能
- ・最大20画面の全体表示機能
- ・各種別（火災・ガス漏れ・警報等）の履歴確認機能
- ・受信機の操作説明や各種警報を音声で警報する音声警報機能

4 特定小規模自動火災報知設備について

特定小規模自動火災報知設備の製品説明を行い、実機を用い試験ガスによる発報動作を実施し、機能説明を行いました。説明内容は、次の重点ポイントに絞り、行いました。

- ・無線式連動型警報機能付感知器
- ・光電式（煙式）、定温式（熱式）感知器をラインアップ
- ・音声警報機能付感知器
- ・親子方式ではなく区別なく連動機能
- ・システム最大で15個設置可能
- ・試験機能付きなため、加熱・加煙試験が免除
- ・無線通信テスト機能による無線状態の確認
- ・電池寿命は、約6年
- ・無線移報用装置を用いることで、火災通報装置等に移報可能

以上



平成28年度各種講習会の結果概要（中間結果）

平成28年12月末日までの各種講習会の実施状況は次のとおりです。

◆ 消防設備士法定講習

消防設備士の免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内、またはその講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに受講する講習で、神奈川県からの受託事業として実施しました。

種 別	実 施 日	受講者数
消火設備（1・2・3類）	10月5日・10月25日・11月9日 11月17日	441
警報設備（4・7類）	10月6日・10月14日・10月27日 11月8日・11月16日	925
避難設備・消火器（5・6類）	10月7日・10月13日・10月26日 11月10日・11月15日	654
計	14回	2,020

◆ 消防設備士試験準備講習

消防設備士試験を受験しようとする方を対象に、関係法令・機能構造等に関する講習を協会の自主事業として実施しました。

種 別	実 施 日	受講者数
4類	7月26日・7月27日	24
6類	7月26日・7月28日	25
計	3回	49

◆ 消防設備点検資格者講習

消防設備点検資格者の資格を取得するための講習で（一財）日本消防設備安全センターからの受託事業として実施しています。

第1種

実施日	6月7日～6月9日	12月6日～12月8日	3月1日～3月3日	受講者合計
受講者数	95	122	—	217

第2種

実施日	6月14日～6月16日	12月13日～12月15日	3月8日～3月10日	受講者合計
受講者数	95	130	—	225

1種・2種合計 442

◆ 消防設備点検資格者再講習

消防設備点検資格者免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の期間に該当する方を対象とした講習で、(一財)日本消防設備安全センターからの受託事業として実施しています。

第1種

実施日	4月19日	4月21日	7月12日	7月14日	1月24日	2月8日	受講者合計
受講者数	114	85	115	77	—	—	391

第2種

実施日	4月20日	4月22日	7月13日	7月15日	1月25日	2月9日	受講者合計
受講者数	87	67	122	78	—	—	354

1種・2種合計 745

◆ 蓄電池設備整備資格者講習

蓄電池設備整備資格者の資格を取得するための講習で、(一社)電池工業会からの受託事業として実施しました。

実施日	12月1・2日	受講者数	130
-----	---------	------	-----

◆ 消防設備実務・実技研修会

消防用設備等の点検・整備業務に従事する方を対象に、技能の向上及び点検表示制度の推進を図ることを目的に、協会の自主事業として実施しました。

研修内容	研修日	協力事業所	受講者数
		会場	
自火報実務研修	9月8日	ホーチキ株式会社	48
		かながわ労働プラザ	
消火器実技研修	9月16日	モリタ宮田工業株式会社	18
		(同上)本社研修室及び消火実験棟	



自火報実務研修 (ホーチキ株式会社)



消火器実技研修 (モリタ宮田工業株式会社)

◆ 防火管理講習

防火管理者の資格を取得するための講習で、平成16年度より（一財）日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。下記以外にも（一財）日本防火・防災協会等の担当で行われています。

(1) 甲種防火管理講習

月 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実施日	27・28日	19・20日 25・26日	28・29日	4・5日 28・29日	24・25日 30・31日	6・7日
受講者数	133	158	155	247	174	74

月 別	10月	11月	12月	1月	2月	3月	受講者合計
実施日	19・20日	24・25日	21・22日	12・13日 19・20日	23・24日	16・17日	
受講者数	96	158	100	—	—	—	1,295

(2) 乙種防火管理講習

実施日	5月25日	6月24日	8月23日	受講者合計
受講者数	53	30	84	167

(3) 甲種防火管理再講習

実施日	6月28日	3月16日	受講者合計
受講者数	70	—	70

◆ 防災管理講習

防災管理者の資格を取得するための講習で、平成21年度より（一財）日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。下記以外にも（一財）日本防火・防災協会等の担当で行われています。

防火・防災併催講習

実施日	9月28・29日	受講者合計
受講者数	81	81

かながわ防災フェアへの参加

神奈川県総合防災センター主催による「かながわ防災フェア2016」が、平成28年9月18日（日）に開催されました。

当協会もフェアに参加し、関係団体等のご協力をいただいて家庭用防災機材コーナーを設け、展示、相談、普及啓発及び即売を行いました。

なお、当日は天候の急変により、終了が15時から14時に変更されました。

参加者 約1,500名



消防車両等展示



消防学校初任教育生による救助訓練披露



かながわ消防フェアへの参加

神奈川県の主催による「かながわ消防フェア2016withえびな安全・安心フェスティバル」が、平成28年10月23日（日）13時から16時に、海老名市役所催事広場ほかにおいて開催され、多くの方々が来場されました。

当協会も協力団体として参加しました。

参加者 約11,000名



はしご車乗車体験



特殊車両展示（震災工作車（アスタコ））



子ども向け消火体験

—2016年度全国統一防火標語—



点検現場からの報告

点検推進指導員の立会いを受けて

社会福祉法人 聖隸福祉事業団

聖隸藤沢ウェルフェアタウン

総園長 山田 敬一

「聖隸藤沢ウェルフェアタウン」は、聖隸福祉事業団創立80周年の記念事業として、平成23年4月に藤沢市に開設した高齢者複合施設です。同一建物内には、住宅型有料老人ホーム（209室）、介護付有料老人ホーム（50室）、特別養護老人ホーム（入所100室、短期入所20室）、デイサービス等の在宅介護サービス、診療所（テナント）を設置し、シニア世代を総合的に支援しています。また、近隣には薬局、藤沢市健康医療センター、湘南大庭市民センターが位置し、ご入居者、ご利用者の生活をサポートする環境が整っています。



防災については、防災委員会が中心となり年3回の訓練を実施しています。10月に行う総合防災訓練では、ご入居者も参加し、藤沢市消防局立会いのもと、初期消火・避難誘導・通報訓練を実践に沿った形で行い、併せて非常食の試食や起震車体験等を行っています。多くのご入居者に参加していただくことで、防災意識の向上に努めています。

また、職員配置が手薄となる夜間を想定した訓練を繰り返し実施することで、連絡方法や職員召集、歩行困難者の搬送方法等の課題に対して改善を図っています。

平成27年度は入居者に向けて『防災のしおり』を作成いたしました。消火設備の使用方法、及び避難経路等を網羅した冊子を全居室に配布し、災害時における迅速な行動及び防災意識の向上に役立てております。

また、各地で起こっている自然災害により、ご入居者の防災意識は益々高まり、ご入居者自ら共助に対したくさんのご意見をいただいています。そこで、今年度は、ご入居者自薦による防災サポーターを組織し、職員と共に災害発生時の応急活動のご協力をいただく予定です。

今後も、聖隸藤沢ウェルフェアタウンの施設理念である「笑顔あふれる幸せな街づくり」の実現に向け、ご利用される皆様と地域の皆様が、安全で安心な生活をお過ごしいただくために、職員一同で日々防災を意識し運営して参りますので、ご協力の程よろしくお願ひいたします。



—点検済表示制度の推進キャンペーン—

点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を！

当協会における「消防用設備等点検済表示制度」の実施状況は、他県の実施状況と比較し十分といえない結果です。神奈川県は、人口数、業態対象物数及び消防用設備等設置義務対象物の状況から見て東京都に次ぐ規模になっています。平成28年度ラベル交付枚数は12月末現在で726,015枚となっており、前年度同期より105,545枚増加しているものの、当協会の経営状況は、今だ厳しい環境下にあります。

当協会では、このような状況を踏まえ、この制度の一層の充実を図るため、各種事業を推進しているところであり、県下消防機関に対しても、この制度の推進についてなお一層の協力を要請しているところであります。

平成28年度のこの制度に係る主な推進事業は、

- ① 制度推進のため、なお一層の普及啓発事業
- ② 点検済証（ラベル）未交付登録会員への協力要請
- ③ 防火対象物点検時の点検推進指導員派遣
- ④ 優良点検事業所認定制度の新設

などを実施しております。

点検済表示登録会員の皆様には、点検を終了したら、必ず「全国共通ラベル」を貼付するようお願いします。

点検済表示登録会員数

区分	平成28年3月末会員数	平成28年12月末会員数
1号表示会員	252	250
2号表示会員	12	11
合 計	264	261

— 消火器用 —



— 消火器以外の設備用 —



〈平成28年8月以降の主な通知〉

発 番 号	日 付	発 信 者	標 題
消防予第240号	平成28年8月3日	消防庁予防課長	消防法施行規則の一部を改正する省令及び火災通報装置の基準の一部を改正する件の運用上の留意事項について
消防予第250号	8月31日	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の設置率等の調査結果（平成28年6月1日時点）について
消防予第264号	9月6日	消防庁予防課長	光警報装置の設置に係るガイドラインの策定について
消防予第278号	9月13日	消防庁予防課長	消防用設備等に係る執務資料の送付について
消防予第338号	11月9日	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の適切な維持管理の周知について
消防予第352号	11月25日	消防庁予防課長	消防用設備等の点検要領の一部改正について
消防救第177号	12月16日	消防庁次長	消防法施行令の一部を改正する政令の公布について
消防予第381号	12月16日	消防庁次長	「第63回文化財防火デー」の実施について
消防予第382号	12月20日	消防庁予防課長	消防用設備等点検報告制度に係る留意事項等について

(一財) 日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧

刊行物注文書

(一財) 神奈川県消防設備安全協会 御中

下記の刊行物を注文いたします

発注者			
送り先	住所	〒	
	会社名		TEL
	担当者		FAX

(定価は消費税込)

コード	刊行物名	注文部数	定価	金額	備考
消防設備士試験準備用テキスト					
8000	消防用設備六法		1,950		
8007	電気と機械の基礎知識		750		
8001	消防設備士受験直前対策	第1・2・3類用	1,950		
8002		第4・7類用	1,230		
8003		第5・6類用	1,230		
8004	消防設備等基本テキスト	消防設備編	3,180		
8005		警報設備編	3,080		
8006		避難・消火器編	2,570		
8008	<重要ポイント解説付> 消防設備士受験対策例題集	法令編	2,570		
8009		第1類	2,460		
8010		第4類	2,460		
8011		第6類	2,260		
一般参考図書					
8016	消防用設備等の型式失効一覧		2,460		
8017	消防用設備等試験実務必携		3,700		
8018	消防用設備等点検実務必携		3,990		
8019	防火対象物・防災管理点検実務必携		3,590		
8020	防災英和和英用語集		4,190		
合計			部		

TEL 045-201-1908 振込み銀行 横浜銀行 本店

FAX 045-212-0971 普通預金: 0093790

口座名義: (一財) 神奈川県消防設備安全協会

※振込み手数料はご負担願います。

※お振込み確認後宅配便(送料着払い)にて発送いたします。

協会からのお知らせ

《お祝い》

当協会の副理事長の佐々木靖太氏（76歳、太建工業株式会社代表取締役社長）が平成28年秋の黄綬褒章（管工事業）を受章されました。

平成28年11月15日（火）、国土交通省の霞が関会議室において、黄綬褒章伝達式が開催され、その後、皇居に参内し、天皇陛下の拝謁を賜り、労いのお言葉を賜りました。

誠におめでとうございました。



《お知らせ》

○第1種・第2種消防設備点検資格者再講習の実施日程（平成29年度分）

（講習年月日） （申請期間）

第1種 平成29年 4月18日・20日 平成29年 2月21日～3月 6日

第2種 平成29年 4月19日・21日 平成29年 2月21日～3月 6日

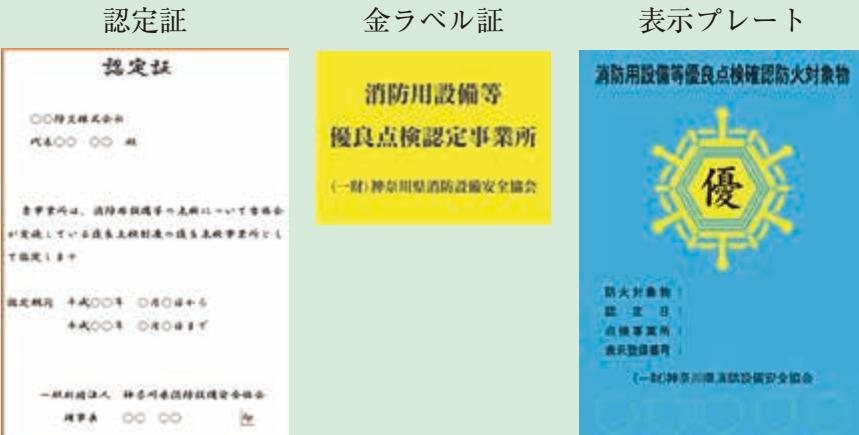
《表示登録会員になります》

表示登録会員とは、「消防用設備等点検済表示制度」に基づく資格条件を満たした事業者です。表示登録会員になると点検済票（ラベル）の貼付ができます。

また、平成28年度から始まった「優良点検事業所認定制度」に基づく優良点検認定事業所としての申請も可能となり、防火対象物の関係者からの信頼が得られるなどのメリットも増えます。まだ表示登録会員ではない点検業者の皆様は、表示登録会員の申請を是非お願いします。

優良点検事業所認定制度について

- 優良点検事業所認定制度とは、消防用設備等の点検業務を確実に履行し、点検従業員の服装やモラルなど含めて総合的に審査基準を満たしている当協会の表示登録会員である事業所を、優良点検事業所として認定する当協会独自の制度です。
 - 優良点検事業所の手続きは、認定申請書により当協会に申請すると、予定する防火対象物の点検スケジュールに合わせて地区別点検推進指導員の立会調査が実施されます。
 - 立会調査は、地区別点検推進指導員が点検時の事前準備、安全管理、点検状況などを審査項目ごとにチェックし、当協会に報告します。
 - 当協会では、別に組織する「認定等委員会」での審議結果により、優良点検認定事業所としての認定又は不認定を決定します。
 - 優良点検認定事業所として認定されますと、
 - ①当協会ホームページに優良点検認定事業所として事業所名等が掲載されます。
 - ②点検事業所には「認定書」、立会調査を行った防火対象物には「消防用設備等優良点検確認防火対象物」の表示プレートが貸与されます。
 - ③優良点検事業所には「金ラベル証」を配布します。
- ※「金ラベル証」は、消防用設備等点検結果報告書（正副）の様式右下に貼付で
きます。
- ※これらはすべて無償で行います。



一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地
(シルクセンター4階 408号室)
TEL (045) 201-1908
FAX (045) 212-0971
<http://www.02-ksk.or.jp>
E-mail : info@02-ksk.or.jp